

## センター概要

### ●設置目的

兵庫県立神戸生活創造センター(以下「センター」という)は芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉、地域づくり、生涯学習などの分野で県民のみなさまの様々な主体的な活動を支援する総合拠点施設です。

### ●開館時間・休館日

開館時間: 午前9時～午後9時

休館日: 月曜日、年末年始

(※その他館内整備のため臨時休館することがございます)

### ●有料施設

演劇やダンスのリハーサルなどに利用できる「生活創造スタジオ」があります。

	フロア	定員	広さ	付属設備
生活創造スタジオ A	5 階	24 人	40 m <sup>2</sup>	椅子
生活創造スタジオ B	5 階	24 人	50 m <sup>2</sup>	椅子 電子ピアノ※1

※1 電子ピアノは別途使用料が必要です。

\* CD プレーヤーの貸出は無料です。

\* 生活創造スタジオでは、床に傷をつける恐れのある靴や物の使用はできません。靴底にヒールカバーもしくはヒールキャップを装着するなどしてご利用ください。

### ●利用区分と使用料

	午前 9 時～12 時	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～21 時
生活創造スタジオ A	900 円	1,300 円	1,300 円
生活創造スタジオ B	1,200 円	1,600 円	1,600 円

\* 電子ピアノ…1台につき 2,000 円(スタジオ B での利用に限る)

\* 利用時間には準備、後片付けに要する時間を含みます。

\* 障がい者の方がご利用される場合は、減免制度があります。

団体利用の場合…使用料 75%減免

(障がい者の方が利用者総数の半数を超えていること)

個人利用の場合…使用料 50%減免

\* 学生の方は使用料 30%の割引制度があります。

手続や条件等の詳細はお問い合わせください。

\* 株式会社等の営利団体、または販売を目的とした利用の場合は、上記金額の 2 倍の使用料となります。

## 利用方法

### ●利用許可申請

センターの有料施設を利用するには、「兵庫県立生活創造センター管理規則」に基づき、利用許可申請が必要です。

受付期間

利用日の3ヶ月前の月の初日(休館の場合は翌日)から利用日まで

受付時間

午前9時～午後8時

申請方法

有料施設受付窓口へ「利用許可申請書」を提出し、使用料を納付する  
※キャンセル等による使用料の返還はいたしません。

受付方法

先着順

ただし、受付開始日(利用日の3ヶ月前の月の初日)は申込みが集中するため、受付方法が異なります。

詳細は「[受付開始日における受付方法について](#)」をご覧ください。

### ●キャンセル

利用の予定がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

ただし、既に納められた使用料は返還いたしません。

### ●利用内容の変更

利用許可申請(使用料納付)後の利用内容の変更はできません。

#### 受付開始日における受付方法について

窓口

午前9時から窓口にて、**申請順を決める抽選**を行います。

抽選により決定した順番に従い、利用日の仮申請もしくは利用許可申請を受け付けます。

午前9時以降に来所された方は、抽選終了後の午前10時より先着順にて受け付けます。

\* 抽選に参加できるのは1団体につき1名です。

\* 1人で複数の団体の抽選申込みはできません。また、同じ団体・種別に属するメンバー・関係者が、複数の団体名を使用すること、または団体名を変えて抽選に参加することはできません。

電話

午前 10 時より先着順にて利用日の仮申請を受け付けます。

利用日が1ヶ月以内の場合は、直接窓口にて使用料を納めてください。

**ご注意!**

使用料の納付が済むまでは仮申請です。利用日の1ヶ月前の同日(休館の場合は翌日)の午後8時までに使用料を納付し利用許可申請を済ませてください。納付のない場合は無効となります。

## 注意事項

### ●利用の不許可

次のいずれかに該当するときは、利用できません。

- ・公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- ・施設または設備を損傷するおそれがあるとき
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になるとき
- ・政治、宗教活動を目的とした利用であるとき
- ・問題商法(マルチ商法、先物取引商法、ネズミ講、資格商法、催眠商法など)に関する利用であるとき
- ・その他管理上支障があるとき

### ●許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、また利用の中止、もしくはセンターからの退場を命じることがあります。

- ・偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき
- ・許可を受けた利用目的以外でセンターの施設を利用し、または利用しようとするとき
- ・センターの施設もしくは設備を損傷したとき、または損傷するおそれがあるとき
- ・センター管理者の指示に従わないとき
- ・その他センターの管理上支障があるとき

## ● 遵守事項

センターを利用する方は次のことを遵守してください。

- ・他人に危害を及ぼす、または迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと
- ・騒音または怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- ・許可なしに物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと
- ・許可なしに宣伝文、ポスター、ピラ等を配布、もしくは掲示、又は釘等を打たないこと
- ・センターの施設に特別の設備の設置、装飾等をしないこと
- ・みだりに共用の場所に物品を放置しないこと
- ・ゴミは各自持ち帰ること
- ・その他センターの管理上必要な指示に従うこと

## ● 目的外利用等の禁止

センターの施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を他人に譲渡し、もしくは転貸することはできません。

## ● 原状回復の義務

故意または過失によりセンターの施設または設備を滅失し、または損傷したときは、速やかにセンターに報告するとともに、原状に回復し、またはこれに要する費用を負担していただきます。

## ● 注意事項

- ・利用時間には準備と後始末の時間を含みます。
- ・施設利用中の手荷物等は各利用者で責任を持って管理してください。  
万が一紛失・盗難が生じても当センターでは責任を負いません。
- ・他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったときは、直ちに利用を中止していただきます。
- ・施設内は禁煙です。

## MAP



## 生活創造スタジオ 利用案内



開館時間 午前9時～午後9時  
利用許可申請は午前9時～午後8時

休館日 月曜日、年末年始  
その他館内整備のため臨時休館することがございます

## 兵庫県立神戸生活創造センター

(指定管理者 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社)  
〒650-0044  
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー5階  
TEL 078-360-8530  
FAX 078-360-8536

兵庫県立神戸生活創造センター

(平成29年4月1日現在)